

独立行政法人中小企業基盤整備機構一般事業主行動計画

I. 本計画の目的

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、令和3年度から5年間にわたり実施した前計画の取組結果をふまえ、引き続き、職員が、育児・介護等と仕事を両立しながら、安心して能力を発揮し、長期的に活躍できる職場環境の整備を目的として、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する。

II. 前回計画の総括と新たな計画の方針

前回計画において、女性の採用・登用の推進や、育児休業応援手当の創設や勤務エリア限定制度の見直し等、男女を問わず活躍できる環境整備に努めた結果、一定の成果が確認できた。

次期行動計画においては、これまでの取組を基礎として、女性の管理職登用を含むキャリア形成支援、男性の育児休業取得の定着・拡大や労働時間の状況把握と働き方の見直しに重点を置くとともに、女性活躍推進法の改正をふまえ、女性特有の健康上の事情に配慮した職場環境整備を改めて周知することで誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりを推進する。

III. 計画期間

令和8年4月2日 ~ 令和10年4月1日(2年間)

IV. 計画目標及び取組内容

【目標1】管理職に占める女性職員の割合を15%以上とする

<実施時期> 令和8年4月2日 ~ 令和10年4月1日

<取組内容>

- ①階層別研修や自律型のマネジメント能力向上研修により理解を深める支援を行う。
- ②キャリア形成支援ポータルサイトの適切な運用によりチャレンジを促進する。
- ③内部人材マッチング制度等の活用により、多様な業務経験を積む機会を提供する。

【目標2】計画期間中において男性職員の育児休業取得率を55%以上とする

<実施時期> 令和8年4月2日 ~ 令和10年4月1日

<取組内容>

- ①育児・介護支援制度を継続的に周知する(イントラネット掲載)。
- ②育児休業応援手当制度の適切な運用等により、育児休業を取得しやすい職場環境を整備する。
- ③特別有給休暇、時短勤務、テレワーク、勤務時間シフト、勤務エリア限定等の両立支援制度の適切な運用と改善に努める。

【目標3】フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定労働時間外労働及び法定休日労働の合計時間を30時間未満とする

<実施時期> 令和8年4月2日 ~ 令和10年4月1日

<取組内容>

- ①ノー残業デーの適切な運用と意識啓発
- ②有給休暇および連続休暇の取得促進に向けた働きかけ

【目標4】女性の健康上の特性に配慮した職場環境を整備する

<実施時期> 令和8年4月2日 ~ 令和10年4月1日

<取組内容>

- ①婦人科検診受診の重要性を含めた、女性に特有の健康課題に関する啓発
- ②女性の健康上の特性に配慮した制度(婦人科検診、生理休暇、不妊治療休暇)の適切な運用
- ③女性の健康相談窓口の周知

V. 情報公表及び周知

本行動計画については、ホームページ等による公表を行うとともに、職員への周知を図り、計画の透明性を確保する。